

東法連ニュース

2021年
(令和3年)
6・7月号
第419号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : http://www.tohoren.or.jp Mail : info@tohoren.or.jp

令和2年度事業報告と決算を承認 令和3年度第1回東法連理事会



あいさつする
小林 栄三 会長

令和3年度
第1回東法連
理事会が5月
26日、ホテル
雅叙園東京で

開催され、東法連の令和2年度事業報告、決算が承認された。

事業報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により運営面や事業面において様々な支障をきたしている中、東法連が令和2年度に行った租税教育などの税関連事業をはじめ、組織、共益・研修関連、広報、厚生、公益などの事業が報告された。

東法連の会員数は約11万8千社

組織関連における会員増強では、令和3年3月末の東法連における会員数が約11万8千社となり、前年度と比較して約5千7百社減少した。前年度と比較して減少幅は拡大しており、特に会員勧奨がほとんどでき



令和2年度事業報告と決算等を審議する理事会

なかつたため新規入会数が1869社（前年は3428社）と半分近く減少しており、会員減少の主要因となっている。退会理由については、休業・廃業が最も多いが前年度と比較し、ほぼ横ばいだったのに対し、業績不振は約1.4倍増加した。

広報関連では、J・R、都営地下

鉄での電車内広告、パブリシティ活動により、キッザニア東京における租税教育事業が、数多くのマスコミに取り上げられたことなどの報告があった。

厚生関連では、「想いを

つないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーン」の令和2年度（3年3月末）の達成率が東法連ベースで51%であったことが報告された。さらに、公益事業関連では、地球温暖化対策報告書の提出状況、絵はがきコンクールの実施結果などが報告された。

公益目的支出計画は予定通り完了

決算報告では、経常収益は単体会支援として令和2年度の東法連会費（1会20万円）を免除したため9.6百万円の減少、全体では約15百万円減少した。事業費は感染症の影響により総会・理事会（「決議の省略」等により実施）をはじめ、多くの会議等を中止・縮小したため、全体で約32百万円減少した。最終的に正味財産額合計額は、約30.9百万円となり、前年度末比約8百万円の増加となった。

続いて、公益目的支出計画実施状況について報告があった。公益目的支出計画は令和2年度決算をもって8年間という当初の予定通り完了することから、今後は従来よりも柔軟な支出が可能となる。



令和2年度活動計画案等を審議する青連協定時連絡協議会

定時連絡協議会をWEB開催 新会長に酒井透氏(青梅法人会)を選任

東法連青年部会連絡協議会

東法連青年部会連絡協議会は、

(荒川法人会理事)、高橋利充青



酒井透 新会長

5月20日、総
会にあたる定
時連絡協議会
を、全法連会
館で開催した。

年部会担当副会長(練馬西法人会
会長)のあいさつの後、令和2年
度活動報告、令和3年度活動計画
案、新役員を選任等についての審
議が行われ、原案どおり承認され
た。

当日は現役員のみ全法連会館に集
まり、委員はWEB会議システム
により参加した。

そのうち、令和2年度活動報告
では、キッズニア東京での租税教
育事業、大型保障制度「Jタイプ」

当初は新宿のハイアットリージ
エンシー東京で開催予定だった
が、緊急事態宣言の期間が延長さ

の推進、動画作成やWEBを活用
した事業活動の検討に取り組み、
コロナ禍においてもあまり影響を
受けない活動を実施した。また、
令和3年度活動計画案では、前年
度同様、公益事業の大きな柱であ

れ、参加者
の健康面、
安全面を考
慮し、同会

場の開催を取り
止めた。
協議会では、遠
藤正幸青連協会長

令和3・4年東法連 青年部会連絡協議会役員

(敬称略・法人会名簿順)

会長	酒井透	(青梅)
相談役	遠藤正幸	(荒川)
副会長	河合泰祐	(神田)
	塙英幸	(本郷)
	町田俊治	(浅草)
	貝塚克実	(荏原)
	伊藤健二	(大森)
	小林滋之	(杉並)
	西山和伸	(向島)
	浜田祐介	(江戸川)
	大貫高輝	(立川)
	遠藤敏夫	(東村山)

る租税教育活動に積極的に取り組むことになり、引き続きキッズニア東京での租税教育事業を行うとともに、本年度においても感染症の終息が不透明であるため、積極的にWEBの活用を取り入れるとした。

また、令和3・4年度の東法連青連協新役員の審議では、各ブロックから1名、計6名の選出役員の互選により、青梅法人会の酒井透氏(青梅法人会理事)が東法連青連協第19代会長に選任された。副会長には、酒井新会長を除く

ブロック選出役員5名、会長選出に伴う第6ブロックの補充役員1名、さらに新会長が推薦する4名の役員、計11名が就任した。(新役員は別掲のとおり)

なお、遠藤会長は規約により相談役に就任した。

また、全法連青連協役員および委員推薦の審議では、全法連青連協役員として酒井会長、全法連青連協委員として、西山和伸副会長(向島法人会)、大貫高輝副会長(立川法人会)の3名を推薦することが承認された。

定時連絡協議会を书面開催 東法連女連協会長に 飯村早苗氏(本郷法人会)を選任

東法連女性部会連絡協議会

東法連女性部会連絡協議会は、

なされた。

5月13日に総会にあたる定時連絡協議会を東京ドームホテルで開催予定であったが、緊急事態宣言の延長により出席者の健康面、安全面を考え、书面開催とした。

書面開催では、女性部会連絡協

議会中島三枝子会長が定時連絡協議会の決議目的である提案事項に

提案事項は以下の通り。

- ①令和2年度活動報告について
- ②令和3年度活動計画について
- ③令和3年度東法連女連協「税に関する絵はがきコンクール」の実施について
- ④役員選任について
- ⑤全法連女連協役員および委員の

ついて提案書を発
し、令和2年度委
員全員の書面よる
同意があり、決議
があったものとみ

(3)

推薦について

⑥ 報告事項・その他

新役員の選任では、規約に基づき、東法連6つのブロックから各1名、現役員会が推薦する3名の計9名が選出された。

この新役員9名の互選により、新会長には飯村早苗氏(本郷法人会常任理事)が、東法連女連協第11代会長に選任された。(新役員は別掲のとおり)

なお、中島会長は規約により、相談役に就任した。

また、全法連女連協委員推薦に

**絵はがきコンクール入賞
作品を題材に
e-Tax利用促進ポスター**

東法連では、昨年度に引き続き、e-Tax利用促進のため、イータ君と令和2年度東法連税に関する絵はがきコンクール入賞作品を題材にしたポスターを作成した。ポスターには「法人会」及び「東京国税局 税務署」のロゴが付されている。

ポスターは会員の事業所や事務局などに掲示してもらい、e-Tax



e-Tax利用促進ポスター

**令和3・4年東法連
女性部会連絡協議会役員**

(敬称略・法人会名簿順)

会長	飯村 早苗	(本郷)
相談役	中島三枝子	(新宿)
副会長	水野 珠貴	(麹町)
	岡田とみみ	(芝)
	中立由美子	(上野)
	柿沢美貴	(品川)
	原田史子	(渋谷)
	若林恵子	(杉並)
	白石和子	(江東)
		(東村山)

は、役員として飯村早苗会長、委員として岡田ともみ副会長(芝法人会)、名和玲子副会長(渋谷法人会)の2名を推薦することが承認された。

axの利用促進に役立ててもらおうとともに、法人会が行っている絵はがきコンクールのPR、推進にも広く活用してもらおう。

また、都内税務署にも掲示してもらおうよう、各単位会から各署に依頼する。

東京国税局からの御礼状

東京国税局長から当会による確定申告期の税務支援事業に対する御礼状が届けられた。

謹啓 薫風の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。税務行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和二年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に關しましては、都管地下鉄の路線(浅草線、三田線、新宿線)の電車内にe-Taxによる確定申告を推進する広告を掲示していただくなど、多大なる御支援と御協力を頂き、感謝申し上げます。

本年の確定申告は、多くの納税者に影響する税制改正への対応と同時に、スマートフォンを用いた申告の更なる利用促進による自宅等からのe-Tax申告の一層の推進などに取り組んでまいりました。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、申告期限等を延長したほか、確定申告会場の混雑緩和のための入場整理券方式を導入するなどの施策を実施しました。これらの周知・広報についても多大なる御協力を頂き、おかげをもちまして大きな混乱もなく事務処理を行うことができております。これらもひとえに貴会の御助力のたまものと、重ねて御礼申し上げます。

今後とも納税者の皆様の利便性を向上させる観点から、e-Taxの一層の普及と定着に向けた施策に取り組んでまいります。私ども税務に携わる者としては、皆様から信頼される税務行政を引き続き行っていくため、更に努力していく所存でございますので、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、貴会のみますますの御健勝と御発展を心からお祈り申し上げます。敬儀ながら書中をもって御礼申し上げます。

令和三年五月

敬白

東京国税局長 **美並義人**

一般社団法人
東京法人会連合会

会長 **小林 栄三様**

東京国税局・関係団体が「キャッシュレス納税」の共同推進宣言

5月24日、東京国税局や同局管内の金融機関および業界団体など126団体が、東京国税局（中央区築地）において「キャッシュレス納付共同推進宣言」を行った。キャッシュレス納付の一層の普及に向けて共同して推進していく。参加したのは国税側から東京国税局、地方税側から同局管内の1



キャッシュレス納付共同推進宣言集合写真
美並義人東京国税局長(中央)と関係団体代表者

市銀行、1都3県の地方銀行など、納税者側から税理士会などの業界団体。法人会から、東京、神奈川、千葉、山梨の各県連。東法連は田中光史専務理事がリモート参加した。キャッシュレス納付共同推進宣言は納税者を代表して、東京国税局管内納税貯蓄組合連合会の近藤忠夫会長が宣言を行い、行政機関を代表して、東京国税局長がその宣言を受けける形式で実施された。宣言の内容は下記のとおり。

千葉県・東京都・神奈川県・山梨県 キャッシュレス納付共同推進宣言

社会全体のデジタル化は、国民・企業の利便性を向上させ、行政の効率化に資するものであり、その推進は、官民間問わず、私たちにとって共通の課題です。

こうした中、国税局、地方公共団体及び関係民間団体においては、申告・納付のデジタル化、すなわち電子申告・キャッシュレス納付の利便性向上や普及促進に向けて、様々な取組を進めてきました。また、金融機関においても、税公金の収納・支払の効率化に向けて、より便利な金融サービスを社会に提供してきました。

こうした取組のもと、電子申告については、相当程度利用が拡大してきた一方、キャッシュレス納付については、未だ普及の余地が大きい状況にあります。

デジタル化のメリットをより多くの方々が得られるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、「いつでも・どこでも・便利な」キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和3年5月24日

都3県、地方
共同機構、
金融機関から

日本銀行、都

市銀行、1都3県の地方銀行など、納税者側から税理士会などの業界団体。法人会から、東京、神奈川、千葉、山梨の各県連。東法連は田

納税者に便利なキャッシュレス納付の利用率向上を図る
現在は金融機関や税務署窓口の現金納付が主流となっているが、各団体が連携・協力して、納税者に便利で行政の効率化につながるキャッシュレス納付の利用率向上を図る。

宣言式では美並義人東京国税局長が代表者あいさつ、宣言者紹介、各機関における取組状況等の説明があった。その中でも東京国税局では動画投稿サイトYouTubeで「今すぐ始めるダイレクト納付〜登録手続編〜」を公開するなど、動画配信の取組を紹介した。